

加盟に関する規則

(趣旨)

第1条 本規則は、日本学生オリエンタリング連盟規約第48条により、本連盟の加盟に関する細則となるものである。

(加盟員資格)

第2条 加盟員となる資格をもつのは、原則として規約第7条に定められた加盟校、準加盟校(以下、加盟校という)となる資格を有する、大学、短期大学、高等専門学校(4・5年)(以下、大学等という)に正規生として学籍を有する者で、大学院学生、専攻科学生、あるいは聴講生、研究生などの非正規生を除く。

(加盟員資格の確認)

第3条

- 1 本連盟及び地区学連は、加盟校に対し加盟員資格を証明する書類の提出を求めることができる。
- 2 所属加盟校に変更のある者、中断後に再び加盟しようとする者は、加盟手続きにおいてその旨を届け出なければならない。

(規約外の学校の加盟)

第4条 大学等と同様の入学資格を必要とし、類似のカリキュラムを有する教育機関は、地区学連の承認をもって加盟校の資格を有し、その学校に正規生として在籍する者は加盟員となる資格を有する。

(複数校の合併加盟)

第5条

- 1 1校で1加盟校として加盟することを原則とするが、複数の大学等が社会通念上1校と見なし得る場合、地区学連の承認をもって複数の大学等が1加盟校として加盟することができる。但し、複数の4年制大学をその中に含むことはできない。

- 2 加盟校としての名称は必ずそのうちの1校を代表として採るものとするが、その採用の優先順位は、大学、短期大学、その他の学校とする

(1校の分割加盟)

第6条

- 1 1校で1加盟校として加盟することを原則とするが、1大学等が地理的に隔たった複数のキャンパスから構成され、その間に就学年次を通じて学生生活上の交流がなく、1校としての加盟が不都合である場合、地区学連の、複数の地区にかかわる場合は当該全地区学連の承認をもって複数校として加盟できる。
- 2 加盟校としての名称は、通例に従い学部あるいは地名を付記するものとする。

(特例加盟の手続き)

第7条 第4条から第6条までに該当する特例加盟については、地区学連に加え、本連盟幹事会の承認を必要とするものとする。

(加盟校名称の変更)

第8条 加盟校名称の変更を要する場合には、加盟手続きにおいてその旨を届けなければならない。

(改正)

第9条 この規則の改正は総会の議決による